

## 議会運営委員会における「賛成討論」制限の撤回を求める要望書

日本共産党滋賀県議会議員団団長

節木三千代

11月12日

8月31日に議会運営委員会において、「今後の議会運営について」(議会運営委員会協議事項)で示された「規則正しい議論により、見解を異にする議員間で交わす討論とするため、知事提出議案、議員提出議案および請願に係る反対討論のない賛成討論や全会一致で可決予定の賛成討論は認めない」とする対応案は示されたことから、日本共産党滋賀県議会議員団は、9月3日、議長に対して「県民の命や暮らしが脅かされているコロナ禍で、言論の府である県議会には、いっそう自由で活発な議論が求められている。にもかかわらず、議会の審議を円滑に運営するため各会派間の協議を尽くすことを基本として設置された調整機関である議会運営委員会が、このような討論の制限を決めることは議会の自殺行為であり、到底認められない」として撤回を求めてきました。

しかし、11月12日の議会運営委員会において、「知事提出議案については、全会一致で可決予定の賛成討論は認めない」ことが、11月定例会議および2月議会定例会議において試行することが決められました。9月3日の要望で紹介したように、全国町村議会議長会編集『議員必携』では、「議会は『言論の府』といわれるように、議員活動の基本は言論であって、問題はすべて言論によって決定されるのが建前である」とし、討論についても、「討論が終われば評決に付することになるが、簡易な議案で特に反対者もないような場合でも、討論は省略できないことになっている。それは、議会が言論の府であって、討論を十分尽くすべきであるから、討論そのものを省くということは適当でないからである」としているとしています。

昨年は関連質問について、本年は質疑について、議会運営委員会で「検閲」で発言の制限ができるように決められました。今回の討論制限も議員の発言をさらに制限するものです。言論の府としての滋賀県議会の伝統を貶めるものであり、県民の声を封じていくものであり、撤回されることをつよく求めます。

また、「質疑および一般質問」について、議事日程を総括質疑と一般質問に分けることも試行されますが、1人年間120分以内の発言時間に含むとされています。発言時間を別枠にしなければ、十分な議論は保障されません。よって再度検討されるよう求めます。

以上